1402 関税評価に係る事前教示制度について

1. 概要

関税評価に係る事前教示制度は、貨物を輸入しようとする方やその他の関係者の方が、税関に対して、輸入予定貨物に関する関税評価上の取扱い(法令の解釈・適用等)についての照会を、原則として、文書により行い、回答を受けることができるものです。

2. 回答の効果

税関から回答した文書(事前教示回答書)の回答内容は、回答書に記載された 有効期限(最長で発出日から3年間)内、評価申告及び納税申告の審査の際に尊 重されます(法律改正等により取扱いが変わった場合を除きます)。

なお、口頭による照会に対する回答の内容は、評価申告及び納税申告の審査の際に尊重されるものではありませんので、ご注意ください。

3. 手続

文書による事前教示の照会は、必要事項(取引の概要など)を記載した「事前教示に関する照会書(関税評価照会用)(税関様式 C 第 1000 号—6)」 1 通と審査に必要なその他の資料(売買契約書など)を、税関に提出してください。

照会を受けた税関は、提出していただいた照会書などを検討し、輸入予定貨物に関する関税評価上の取扱いを判断した上で、「事前教示回答書(変更通知書兼用)(関税評価回答用)(税関様式 C 第 1000 号—9)」をお渡しします。

税関は、照会書を受理してから、90日以内の極力早期に照会に対する回答を行うよう努めております。

回答書に意見があり、再検討を希望される場合には、「事前教示回答書(変更通知書)(関税評価回答用)に関する意見の申出書(税関様式 C 第 1001 号-1)」1 通を、事前教示回答書が交付又は送達された日の翌日から 2 ヶ月以内に、事前教示回答書を発出した税関に提出してください。

4. 公開

回答書等の内容は、照会者以外の輸入者にとっても適正な納税申告を行ううえで参考となるものであることから、回答後原則として、税関ホームページにて公開されます。なお、照会者名や取引関係者名等は匿名化して公開されます。

ただし、照会者から 180 日を超えない期間で非公開期間を設定するよう要請が あった場合、それらの回答は、この期間が経過した後に公開されます。

関税評価事前教示照会先電話番号一覧表

函館税関 ····· 0138-40-4256 東京税関 ···· 03-3599-6411 横浜税関 ···· 045-212-6139 名古屋税関 ···· 052-654-4158 大阪税関 ···· 06-6576-3358 神戸税関 ···· 078-333-3119 門司税関 ···· 050-3530-8385 長崎税関 ···· 095-828-8666 沖縄地区税関 ··· 098-862-9281

関税評価に関する詳細は、以下のアドレスをご覧下さい。 http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/hyoka.htm